

仕 様 書

件 名	福岡(R7)駐屯地樹木伐採役務	作成年月日	令和8年1月19日
		所 属	福岡駐屯地業務隊管理科
		作 成 者	防衛事務官 望月 翔蘭

1 場 所

福岡県春日市大和町5-12 陸上自衛隊福岡駐屯地

2 役務概要

福岡駐屯地内樹木枝伐採及び処分

3 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書及び土木工事共通仕様書に基づき実施するものとする。
- (2) 本役務は、他の施設に損傷を与えないよう十分注意して実施すること。万一損傷を与えた場合、請負者の責任において速やかに原状に復旧するものとする。
- (3) 本仕様書等に記載なき事項といえども、技術上当然必要であり、実施すべき事項については、請負者の負担において実施するものとする。
- (4) 本仕様書及び役務に際し、疑義が生じた場合は、監督官と協議の上、実施するものとする。
- (5) 本役務を実施する際、異常が認められた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、原因を明確にし、監督官の指示に従うものとする。
- (6) 本役務にあたっては、火災予防・安全管理に十分留意するものとする。
- (7) 実施時期は、事前に監督官と調整するものとする。
- (8) 本作業の写真は、カメラまたはデジタルカメラを使用し、着工前・作業中・完成後及び監督官の指示する所を隠ぺいとなる部分を含めて撮影し、簿冊に整理して1部監督官に提出するものとする。また、ネガ又デジタルカメラの電子データは、完成検査終了後、請負者の責任において確実に処分又は消去するものとする。

4 特記事項

- (1) 樹種及び数量等については、別表及び別図による。
- (2) 樹木の伐採は、高所作業車等により実施し、安全管理には十分注意すること。また、敷地外からの作業を実施する場合、請負業者は確実に道路使用許可申請を受けること。
- (3) 伐採高さは、GL+0.2m以内に揃えて伐採する。
- (4) 本役務に伴う木屑（幹・枝）は、請負業者負担により関係諸法規に基づき場外搬出し処分すること。

伐採樹種及び数量

範 囲	樹 種	樹高 (平均)	幹周 (cm)	本 数	合 計
A	高木 I		~59	7	18
	高木 II		60~119	7	
	高木 III		120~179	3	
	中低木 III	3.00~		1	
B	高木 I		~59	27	32
	高木 II		60~119	5	
C	高木 I		~59	2	19
	高木 II		60~119	17	
D	高木 I		~59	1	51
	高木 II		60~119	45	
	高木 III		120~179	5	
E	高木 II		60~119	1	195
	高木 III		120~179	1	
	中低木 I	1~1.99		193	
F	高木 II		60~119	4	6
	高木 III		120~179	1	
	高木 IV		120~179	1	
G	高木 I		~59	3	99
	高木 II		60~119	9	
	高木 III		120~179	3	
	高木 IV		180~239	2	
	高木 V		240~	1	
	中低木 I	1~1.99		45	
	中低木 II	2~2.99		36	

計	高木 I	13	高木 II	110	高木 III	18
	高木 IV	3	高木 V	1	中低木 I	238
	中低木 II	36	中低木 III	1	合計 420本	

伐採樹木範囲図

